

令和5年度答申第34号
令和5年10月2日

諮問番号 令和5年度諮問第35号（令和5年9月4日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 平均賃金決定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）12条の8第1項2号に規定する休業補償給付の支給を請求し、A労働局長（以下「処分庁」という。）が労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）12条8項の規定に基づき平均賃金の決定（以下「本件決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 休業補償給付の金額は、1日につき給付基礎日額の100分の60に相当する額とされ（労災保険法14条1項）、給付基礎日額とは、労基法12条の平均賃金に相当する額とされている（労災保険法8条1項）。
- (2) 平均賃金は、労基法12条1項により、算定事由発生日（死傷の原因たる事故発生日又は診断によって疾病の発生日が確定した日。）以前3か月間

にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいい、ただし、その金額は、同項各号の一によって計算した金額を下ってはならないとされ、同項1号は、賃金が、労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の100分の60を掲げている。同条1項から6項までに平均賃金の算定方法が規定されているが、それらの規定のいずれによっても算定し得ない場合の平均賃金は、厚生労働大臣の定めるところによることとなる（同条8項）。

(3) そして、「労働基準法第十二条第一項乃至第六項の規定によつて算定し得ない場合の平均賃金」（昭和24年労働省告示第5号。以下「本件告示」という。）2条は、都道府県労働局長が労基法12条1項から6項までの規定によつて算定し得ないと認めた場合の平均賃金は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによるとしている。

(4) 上記(3)を受けて発出された昭和50年9月23日付け基発第556号労働省労働基準局長通達「業務上疾病にかかった労働者に係る平均賃金の算定について」（以下「556号通達」という。）は、労働者が業務上疾病の診断確定日に、既にその疾病の発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職している場合の災害補償に係る平均賃金の算定については、当該労働者がその疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場（以下「最終事業場」という。）を離職した日（賃金の締切日がある場合は直前の賃金締切日をいう。以下同じ。）以前3か月間に支払われた賃金により算定した金額を基礎とし、算定事由発生日（診断によつて疾病発生が確定した日をいう。以下同じ。）までの賃金水準の上昇を考慮して算定する（記1）と定めている。さらに、算定事由発生日までの賃金水準の上昇を考慮するときの算定方法は、離職した日以前3か月間に支払われた賃金により算定した金額に、次に定める率を乗ずるものとするとした上で、常時100人未満の労働者を使用する事業場の場合には、毎月勤労統計調査（以下「毎勤調査」という。）による産業ごとの離職の日が属する四半期の1か月平均定期給与月額と算定事由発生日が属する月の前々月の定期給与月額との変動率とすると定めている（記2の(2)）。

(5) なお、上記(1)の給付基礎日額について、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。）9条1項5号は、平均賃金に相当する額等が一定の額（以下「自動変更対象

額」という。)に満たない場合には、自動変更対象額とすると規定している。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成26年5月15日、建設業を営むB社（以下「本件会社」という。）に雇用され、令和2年4月13日、本件会社を離職した。

(最終(振動・粉塵・騒音)作業申立書、在職証明書)

- (2) 審査請求人は、令和3年5月10日、振動障害（以下「本件疾病」という。）の診断が確定した。

(実地調査復命書)

- (3) 審査請求人は、令和3年8月30日、C労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対し、休業補償給付の支給を請求した。

(休業補償給付支給請求書)

- (4) 本件労基署長は、令和3年10月14日付けで、審査請求人に対し、平均賃金を2663円37銭とする処分庁の決定（本件決定）を通知した。

(平均賃金決定通知書)

- (5) 審査請求人は、令和3年12月28日、審査庁に対し、本件決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査庁は、令和5年9月4日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人に対する基礎日額の決定及び支給は不当である。審査請求人は手の状態が悪かったため、月10日労働で給料を8万円すなわち日当8000円で労働をしていた。

平均賃金を通常の場合で求めると、審査請求人の場合は24万円÷90＝2666円666とおおむねC労働基準監督署（以下「本件労基署」という。）の計算とは合致するが、本件労基署は最低保障額の計算を見落としている。最低保障額を計算すると、24万円÷30×0.6＝4800円であり、通常の場合より金額が高くなるため、こちらを優先すべきである。

- (2) 弁明書において、審査請求人の給与を「月給制」として計算をしたとあるが、それでも計算方法として不足があり、労災保険法施行規則9条5項（注：9条1項5号の誤記と解される。）の内容を無視している。この規定

には、平均賃金相当額が自動変更対象額に満たない場合には、自動変更対象額とするとある。弁明書における平均賃金相当額は2637円（注：2663円37銭の誤記と解される。）であり、この当時の自動変更対象額は3970円であった。つまり、審査請求人の平均賃金は自動対象変更額へ変わるはずであるため、平均賃金は3970円に引き上げられると考える。

（審査請求書、反論書）

第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 審査請求人は、振動障害に罹患し、これに伴って労災補償給付の請求を行ったところ、その算定基礎となる給付基礎日額は、労災保険法8条1項の規定により、原則として、労基法12条の平均賃金に相当する額とされている。
また、労基法12条においては、同条1項から6項までの規定により平均賃金を算定不可能な場合には、同条8項の規定により、厚生労働大臣が定めることとされており、処分庁は同項の規定に基づき、本件告示2条及び556号通達により、労働者がその疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場を離職した日以前3か月間に支払われた賃金により算定した金額を基礎とし、算定事由発生日までの賃金水準の上昇を考慮して、本件決定を行った。
- 2 本件は、審査請求人がこれに対して、本件決定は労基法12条1項が規定する最低保障額を考慮しておらず、日給8000円にて労働していた事実に鑑みて、平均賃金はその6割に相当する4800円で算定されるべきであること、また、審査請求人の賃金体系が月給制であったことから、最低保障額の規定が適用されないとしても、労災保険法施行規則9条1項5号で、平均賃金相当額が自動変更対象額に満たない場合には、自動変更対象額とすることが規定されているため、当時の自動変更対象額である3970円を平均賃金とすべきであるとして、審査請求を行った事案である。
- 3 本件決定は、上記のとおり、平均賃金の算定に係る具体的方法は556号通達において示されており、処分庁は当該通達に基づいて、審査請求人がその疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場を離職した日以前3か月間に支払われた賃金により算定した金額を基礎とし、算定事由発生日までの賃金水準の上昇を考慮して平均賃金を算定したものであり、審査請求人あて通知した平均賃金は適正に算定されている。

また、審査請求人に対する休業補償給付の額は、本件決定の平均賃金ではなく、当時の自動変更対象額である給付基礎日額3970円を基礎として算定さ

れていることから、この点からも違法又は不当な点を認めることはできないものである。

以上のとおり、本件決定について違法又は不当な点を認めることはできず、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求の受付 : 令和3年12月28日
審理員の指名 : 令和4年2月2日付け
反論書の受付 : 同年3月22日
物件の提出依頼 : 令和5年3月10日付け
物件の提出(処分庁) : 同月17日
審理員意見書の提出 : 同年4月28日付け
本件諮問 : 同年9月4日

(2) これら一連の手続をみると、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年8か月を費やしているところ、①本件審査請求の受付から審理員指名通知までに約1か月、②反論書の受付から物件の提出依頼までに約11か月半、③物件の提出から審理員意見書の提出までに約1か月、④審理員意見書の提出から本件諮問までに約4か月を要しているが、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられず、審査庁においては、手続を迅速に進行させるための方策を考えるべきである。

(3) 上記で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件決定の適法性及び妥当性について

(1) 労災保険法8条1項は、保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額は労基法12条の平均賃金に相当する額とし、労基法12条1項は、算定事由発生日以前3か月間にその労働者に対して支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した金額を平均賃金とし、同項から6項までに平均賃金の算定方法を規定している。そして、同条8項は、同条1項から6項までの規定によって算定し得ない場合の平均賃金は、厚生労働大臣の定めるところによると規定している。

平均賃金を算定すべき事由の発生した日とは、診断によって労災保険法7条1項に規定する疾病の発生が確定した日（算定事由発生日）であり（労災保険法8条1項）、本件では審査請求人の診断確定日は令和3年5月10日であるところ、審査請求人は令和2年4月13日に本件会社を離職しているので、審査請求人の平均賃金を労基法12条1項から6項によって算定することはできず、同条8項及び本件告示2条によって算定することになる。

労基法12条8項及び本件告示2条の規定を受けて、厚生労働省労働基準局長は、労働者が業務上疾病の診断確定日に既にその疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場（最終事業場）を離職している場合における当該労働者の平均賃金の算定について、その取扱いを定めた556号通達を发出している。

よって、審査請求人の平均賃金は556号通達によって算出することになる。

- (2) 556号通達は、労働者が最終事業場を離職した日以前3か月間に支払われた賃金により算定した金額を基礎とし、算定事由発生日までの賃金水準の上昇を考慮して当該労働者の平均賃金を算定するとしている。

審査請求人が最終事業場を離職した日以前3か月間に支払われた賃金は、離職日が令和2年4月13日、賃金締切日が毎月末日であるので、令和2年1月分として8万円、同年2月分として8万円、同年3月分として8万円の合計24万円であり、総日数91日で除し、円位未満を四捨五入すると、2637円となる。

次に、算定事由発生日までの賃金水準の上昇については、常時100人未満の労働者を使用する事業場の場合、毎勤調査による産業ごとの離職の日が属する四半期の1か月平均定期給与月額（①）と算定事由発生日が属する月の前々月の定期給与月額（②）との変動率を乗ずるとされている。

本件最終事業場は常時使用労働者数が6人の建設業であるから、①は3万8705円、②は3万45007円であり、変動率は1.01となる。

したがって、審査請求人の平均賃金は2637円×1.01＝2663円37銭となる。

- (3) 審査請求人は、最低保障額を計算すると4800円であり、こちらを優先すべきであると主張しているが、審査請求人の賃金は月給制であり、労基法12条1項ただし書（日当、時給制等の場合の平均賃金の最低保障）は適用されない。

また、審査請求人は、月給制としても労災保険法施行規則9条1項5号によれば平均賃金相当額が「自動変更対象額」に満たない場合には自動変更対象額によるとされているのであるから、当時の自動変更対象額である3970円に引き上げられるべきである旨の主張もしているが、自動変更対象額は、平均賃金相当額が自動変更対象額に満たない場合に給付基礎日額の算定基準とするものであり、審査請求人の平均賃金は当時の自動変更対象額に満たないので、審査請求人に対する休業補償給付の額は本件決定の平均賃金ではなく当時の自動変更対象額である給付基礎日額3970円を基礎として算定されている。

3 付言

本件決定が通達に従って算定された妥当なものであるとしても、本件決定の通知書にはその算定方法は何も説明されておらず、審査請求人が算定の考え方や方法を理解することは困難である。

平均賃金は、休業補償給付の額の基礎となるものであり、これが適正に決定されなければ審査請求人の利益が損なわれるものである。平均賃金がどのような考え方に基づいて算定されたのかが審査請求人に理解できるように、決定通知書において分かりやすく説明することが望まれる。このことは従前の当審査会の答申（令和2年度答申第39号、同年度答申第59号、令和4年度答申第26号及び同年度答申第32号）においても指摘しているところであり、説明の記載について検討されたい。

4 まとめ

以上によれば、本件決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史